

1 メールで問い合わせ

宛先 **cbr-gikan285@mlit.go.jp**

件名 R8工事運用ガイドラインについて

本文

以下について回答下さい。

(株) □□建設

中部 太郎

058-999-999

2 メールで回答



中部地整 技術管理課 工事入札契約

cbr-gikan285@mlit.go.jp

以下のとおり回答します。

(回答)

3 過去の問い合わせ内容を公表

[整備局トップ](#) > [入札・契約情報](#) > [工事](#)

＞工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu_h2604.htm

番号	問い合わせ内容	回答
1	1.工事指定決定工事の実績について P57、P70において、業種、技術者の「間接・間接工としての施工実績も評価」及び基準日から遡って「2以内」の工事とされているが、P40～P44、P46～P47の表の「評価対象の項目」1内となっている。申請時の工事番号のP2に於いて、「間接・間接工事の実績」と同一・工事・業種が「3年以内」となっている。及び申請時の工事番号について、申請時の工事番号が異なるようではどうかご教示願います。	3-5-4企業の技術力等 (12) 工事指定決定工事の実績、3-5-5技術者の技術力 (6) 施工指定決定工事の実績における評価対象は、工事の実績が調査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事になります。ガイドラインP40～P44、P46～P47、申請時の注意事項P24にて以後日修正を行います。不備が取りまして申し訳ありません。
2	2.維持補修工事等の評価 2.維持補修工事「24時間常駐」を除く、日常的に施設管理を行う工事（維持工事、除草工事、洗車・洗拭工事・・・等、及び修繕（設備修理）とあります） ①：工事内容が「〇〇維持補修工事」あるいは「一般土木工事」の種類で区分され、工種として修繕工事とある場合については、②として認められるでしょうか。 ②：「維持補修工事」の工種区分で区分される工事については、①として認められるでしょうか。	①:日常的に施設管理を行う工事かどうかで評価します。 ②:評価対象工事事例については設定しますので、工事の種類・工事工種による区別は行いません。
	新技術開発に関与し受賞企業事例評価対象期間について ガイドラインP48の記述では「本技術者の発明年度から遡って3年間」と記載されています。一方	3-5-4企業の技術力等 (22) 新技術開発に關する受賞企業（WTOのみ評価）の評価対象期間



- ・ 質疑内容が明確に伝わるように記載下さい。
- ・ 回答にあたっては、お時間を頂く場合があります。
- ・ 公告中の個別工事に関する質問は、公平性の観点より回答出来ません。